

# 経営者保証に関するガイドラインへの対応方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を以下のとおり実施致しました。

当会は、今後も、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

■ 経営者保証に関するガイドラインの詳細については、以下をご参照ください ■

- [全国銀行協会](#)（[全国銀行協会のサイトへリンクします](#)）
- [日本商工会議所](#)（[日本商工会議所のサイトへリンクします](#)）

## 【当会の経営者保証に関するガイドラインにかかる取組方針】

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、**本ガイドラインの充足状況、お客さまの経営状況、資金使途、回収可能性等を勘案し、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえたうえで検討します。**

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 当会は、お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、**主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関し、十分ご理解いただけるよう丁寧かつ具体的な説明を行います。**
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、**お客さまの資産および収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して保証金額を設定します。**

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合、改めて当会が経営者保証は必要であると結論付けた際には、**その検討結果を主たる債務者および保証人に対し、十分ご理解いただけるよう丁寧かつ具体的な説明を行います。**
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務については、後継者に当然に引き継がせるのではなく、**本ガイドラインに即して保証契約が必要であると判断した場合には前経営者および後継者に対して十分ご理解いただけるよう丁寧かつ具体的な説明を行います。**  
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について真摯に検討します。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

- (1) 経営者保証における保証履行を求める場合、保証人の残存資産の範囲については、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、**保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産や標準的な世帯の必要生計費との整合性等を総合的に勘案して決定します。**